

NICOテクノプラザナノテク研究センター利用規程

この規定は、公益財団法人にいがた産業創造機構の管理に属するNICOテクノプラザナノテク研究センター(以下「センター」という。)の利用方法及び保安管理上の注意事項等についてセンター機器貸付要綱第14条に基づいて定めたものです。

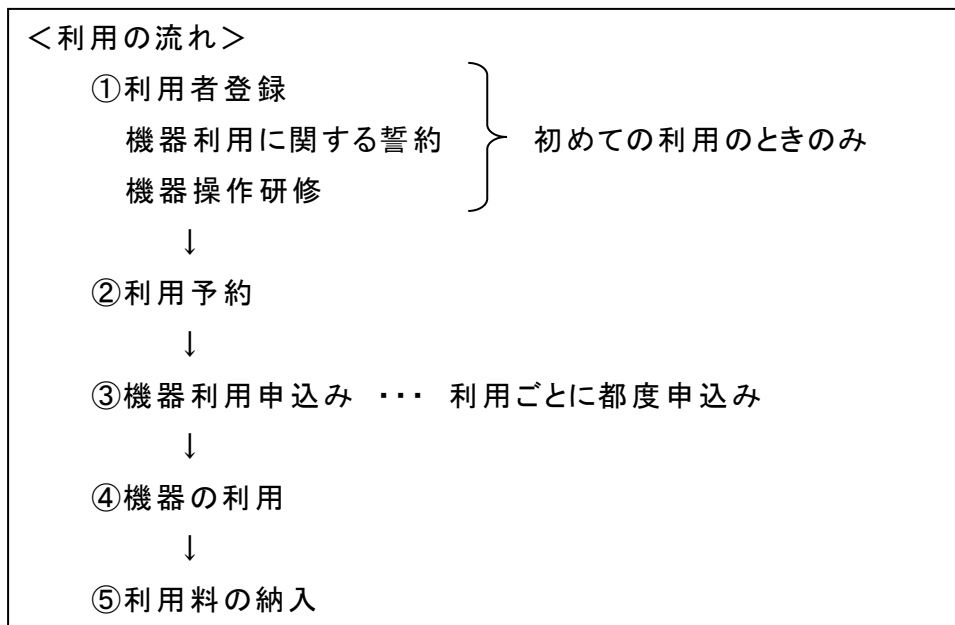
センターは複数の利用者が共同で利用する場所であることを考慮し、互いに快適な環境で利用できるよう、本規程の他、環境基本法、労働安全衛生法等の各種法令を遵守してください。

1 利用条件

初めてセンターの機器設備を利用する場合には、以下の条件があります。なお、いずれもセンター機器貸付要綱に定められた様式を用いて手続きをしてください。

- ・あらかじめ利用者登録をすること。
- ・機器利用に関する誓約書を提出すること。
- ・機器操作研修を受けること。

2 利用方法



(1) 利用時間

平日の午前9時から午後5時まで

(2) 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

(3) 登録・予約・利用時の受付

工業技術総合研究所 レーザー・ナノテク研究室

(以下「レーザー・ナノテク研究室」という。)

長岡市深沢町2085番地17

電話:0258-47-5171

FAX:0258-47-5172

3 利用予約

機器設備の利用に際しては予約が必要です。

(1) 予約の受付

レーザー・ナノテク研究室で受け付けています。

(2) 予約の受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

(3) 予約可能期間

ア 利用日の4週間前の同じ曜日から予約が可能です。

イ 同一の月内で8日まで予約が可能です。

ウ 同一の月内で8日を超える利用については、利用の前日から予約が可能です。

※ 1時間の利用も1日と数えます。

(4) 予約状況の確認

レーザー・ナノテク研究室に問い合わせてください。

(センターのホームページ <https://www.nico.or.jp/techno/nanotech/> で閲覧できます)

4 機器利用申込み

レーザー・ナノテク研究室に機器利用申込書 (NICOテクノプラザナノテク研究センター機器貸付要綱 別記第2号様式) を提出してください。

5 センター内の利用範囲

利用できる範囲は、許可を受けた試験研究施設(クリーンルーム、精密加工室、附属室)(以下「利用区域」という。)です。利用区域以外への立入りは禁止します。

また、設備等の点検のため、利用区域への立ち入り検査を行なう場合があります。その際は、事前に利用者に連絡いたします。

6 利用機器設備

(1) 試験研究設備(有料)

- ・電子線描画装置
- ・スパッタリング装置
- ・ダイシング装置
- ・ドライエッチング装置
- ・非接触三次元測定機
- ・5軸対応CAD/CAM

(2) 利用料

ア 機器の利用時間により、別に定める利用料を納入していただきます。

イ 納入方法は、納入通知書発効の日から30日以内に、公益財団法人にいがた産業創造機構理事長(以下「理事長」という。)が指定する金融機関の口座に納めてください。

7 施設の管理方法

(1) 管理体制

ア 管理業務

センター全体の保守管理業務については、NICOテクノプラザが行ないますので、不具合については、NICOテクノプラザまで連絡してください。

イ 設備管理業務

設備の管理業務については、レーザー・ナノテク研究室が行ないますので、不具合等については、レーザー・ナノテク研究室まで連絡してください。

ウ NICOテクノプラザの業務時間

平日の午前9時00分から午後5時30分まで

エ レーザー・ナノテク研究室の業務時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

オ 警備体制

センターは、24時間機械監視システムにより警備を行ないます。

8 入館・退館の方法

(1) 入室方法

レーザー・ナノテク研究室にて機器利用の開始を告げた上、入室してください。

(2) 退室方法

クリーンルームもしくは精密加工室内の整理整頓、清掃等を行いレーザー・ナノテク研究室に連絡の上利用機器の確認を受けてください。

9 設備機器について

(1) 冷暖房空調設備

ア クリーンルーム、精密加工室内は集中管理を行なっておりますので、冷暖房空調設備の操作はしないでください。なお、点検等で係員が利用区域に入る場合がありますので、ご了承ください。

イ 附属室の冷暖房設備の操作は管理者が行ないます。

(2) 電気

次の行為を禁止します。

ア 動力用電源を電灯用電源として使用すること。

イ 退室後、電灯をつけたままにすること。ただし、緊急の場合は除きます。

ウ 共用設備等を管理者に断りなく調整修復すること。

(3) 機械室・屋外機器設置場

利用者の使用を禁止します。

(4) 機器の保守

利用者の故意または過失により機器に損傷等を与えた場合は、その補修相当分に係る経費については利用者の負担となります。

10 保安全管理上の注意

(1) 盗難、その他

盗難、事故、不審者の侵入、危険物搬入等保安上の問題を発見した場合は、NICOテクノプラザ、レーザー・ナノテク研究室及び警察署に連絡してください。

なお、盗難等による損害についてセンターは一切責任を負いかねます。

また、災害、停電その他管理者の責に帰することのできない理由により生じた損害(利用者の利用許可時間中の損害または損害されたことにより生ずる逸失利益及びこれに係わる費用を含む。)は一切責任を負いません。

(2) 連絡担当者の届出

連絡担当者1名をNICOテクノプラザへ届け出てください。また、連絡担当者を変更した場合は速やかに届け出てください。

(3) センター内への立ち入り

ア 建物設備の維持管理、保守点検、修繕、保安、環境維持その他必要があるときは、管理者の指定する者が利用区域等専用部分に立ち入り、各種点検または作業を行ないますのでご協力ください。また、立ち入りに際しては、緊急の場合を除きあらかじめご連絡いたします。

なお、利用者が退室後、火災、盗難、その他異常事態が発生した場合、管理者等が利用区域等に入り適宜措置をとります。

イ 許可のない危険箇所等への立ち入りを禁止します。

(4) 禁止事項

センター内においては、以下の行為を禁止します。

ア 爆発性、発火性のある危険物、劇薬または不潔、悪臭のある物品を搬入、格納すること。

イ 喫煙すること。

ウ 発火のおそれのある薬品、紙くずその他廃棄物を捨てること、あるいは放置すること。

エ 他の利用者に対する業務妨害、利用毀損その他不信行為をすること。

オ 振動、騒音、電波等により他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

カ 無許可で物品を設置・放置すること。

キ 建物、工作物その他の設備機器を破損または汚染すること。

ク 立ち入り禁止場所に立ち入ること。

ケ その他センターの秩序を乱し、業務の遂行の妨げになること。

11 環境管理

(1) 環境管理基準の遵守

他の利用者及び周辺入居者の安全と健康を確保し環境を保全するため、利用者の責任において関係法令ならびに基準を遵守し、事故等の未然防止に努めてください。

(2) 薬品・危険物の持ち込み

試薬・工業薬品(毒物・劇物等)及び危険物を使用する場合は、レーザー・ナノテク研究室へ届け出てください。なお、搬入された薬品等は類別に保管し、転倒・落下等防止の措置を講じてください。また、搬入した薬品等は持ち帰ってください。

(3) 研究廃棄物・排水・有害ガス等の処理及び対策

ア 研究排水・廃棄物の処理

クリーンルーム内で発生した廃液、特殊研究排水は、原則お持ち帰りください。

イ 一般排水の処理

手洗い場からは、一般生活排水以外は排出できません。

ウ 有害ガス・悪臭ガスの処理

クリーンルーム内で発生する有害ガスは、ドラフト内で処理が可能です。

ただし、非常に特殊なガスがドラフトの処理能力以上に発生する場合には、レーザー・ナ

ノテク研究室にご相談ください。

エ 騒音・振動・電気ノイズ等の防止対策

騒音・振動・電気ノイズ等を発生する機器の持込を禁止します。

(4) 利用区域内の立ち入り検査

施設の安全・環境の確保を図るために、立ち入り調査を行なう場合がありますのでご協力ください。

12 火災予防及び消防用設備等

(1) 火災予防

ア 火災予防については、平素から十分ご注意くださいとともに、保安管理上の連絡、注意事項についてご協力ください。

イ センターへの発火性、爆発性及び引火性のある危険物、劇物の持ち込みは禁止されています。ただし、作業に必要な危険物、劇物等を持ち込む場合には、事前にレーザー・ナノテク研究室の許可を得てください。

ウ 石油ストーブ、ガスストーブ等の持ち込み使用は禁止します。

13 センター内への機器設備の設置について

ナノテク研究開発等に利用することを目的として、部外者が機器設備の設置をする場合は、理事長に「NICOテクノプラザナノテク研究センター設備設置許可申請書」を提出し、許可を受けてください。

連 絡 先

< 管 理 責 任 者 ・ 建 物 管 理 者 >

公益財団法人にいがた産業創造機構 テクノプラザ

〒 940-2127 新潟県長岡市新産4丁目1番地9

☎: 0258-46-9711 FAX: 0258-46-4106

< 設 備 管 理 者 >

新潟県工業技術総合研究所研究開発センターレーザー・ナノテク研究室

〒 940-2135 新潟県長岡市深沢町2085番地17

☎: 0258-47-5171 FAX: 0258-47-5172

(ナノテク研究センター利用規程 13 条関係)

NICOテクノプラザナノテク研究センター設備設置許可申請書

年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

電 話

NICOテクノプラザナノテク研究センターに設備を設置するに当たり、ナノテク研究センター利用規程 13 条の規定により、次のとおり申請します。

設置する設備	製造業者：			
	名 称：			
	型 番：			
設備を設置する目的				
設置場所				
設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
設備の仕様	寸 法			
	消費量	電 力 kWh	ガス /h	水道 m ³ /h
連絡先	職・氏名：			
	電 話：			

プラザ長	総括マネージャー	シニアチーフ	担当者